

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

入札参加資格停止措置業者名	所在地
三菱マヒンドラ農機 株式会社	埼玉県久喜市桜田2丁目133番4号

2 入札参加資格停止措置期間 平成29年8月2日から平成29年11月1日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事

4 事実概要

三菱マヒンドラ農機(株)は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年8月8日から平成27年10月5日までの間、地方公共団体等が一般競争入札、指名競争入札又は指名競争見積の方法により発注する特定施設園芸用施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成29年2月16日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者として公表された。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するとして、平成29年7月12日、建設業担当部局である国土交通省関東地方整備局から営業の停止処分を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第13項「建設業法違反」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第13項イ 「建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。」	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内